

特区版「レギュラトリー・サンドボックス」の基本的な考え方

- 自動走行、小型無人機その他近未来技術や第4次産業革命の実現に関連する実証実験を、特区内にサンドボックスを設け、より迅速・円滑に実現できるようにする。
- 監視・評価体制を設けて事後チェックを強化し、その代り、事前規制は最小化する。

国家戦略特別区域法(抜粋)

附則 第2条第2項

政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であって技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動が積極的に行われるよう、この法律の施行後一年以内を目途として、当該事業活動に関連する規制の見直しその他の当該事業活動の集中的な推進を図るための施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

特区版「レギュラトリー・サンドボックス」の概要

- 区域計画に「レギュラトリー・サンドボックス実施計画」(特定区域、活用メニュー指定、安全確保措置等)(以下、「SB実施計画」という。)を定めることができる。
- 「SB実施計画」が定められた場合、特区自治体は、同計画に適合するよう実証事業計画を申請してきた事業者に対し、監視・評価委員会の意見を踏まえ、その適合性が確認される場合、「事業認定」を与えることとする。
- 「事業認定」がされた場合、「SB実施計画」に定める規定の範囲内で、保安基準への適合、道路使用許可または無人航空機飛行許可・承認がなされたものとみなす。
- 区域会議の下に、監視・評価委員会を置く。同委員会は、区域会議及び特区自治体からの求めに応じ、専門的見地から、「SB実施計画」、実証事業計画及び評価報告の内容の適切性について審議し、それぞれに必要な意見を述べることとする。また、「実証実験」に係る評価書を作成し、諮問会議へ報告を行う。
- 諮問会議及び区域会議の事務局の一部として、内閣府はサンドボックス事業支援チームを組成し、各区域の監視・評価委員会の作業を事務局として支援することとする。

特区版「レギュラトリー・サンドボックス」を設けることにより期待する効果

- 特区自治体の長の「事業認定」により「実証実験」に係る許認可等があったものとみなすこととし、近未来技術実証実験をスピーディーに実現
- 特区プロセスに地域への説明・意見聴取を盛り込むことにより、地域における合意形成を円滑化

地域を特定した包括型のレギュラトリー・サンドボックス(案)

